

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税11) 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税27)
		② 上記以外の税目	所得税:外、個人住民税:外、事業所税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、都市計画税:外、固有資産等所在市町村交付金:外、自動車税:外、軽自動車税:外
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【単独・ <u>主管</u> 共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 —	
		《要望の内容》 2027年国際園芸博覧会(以下「国際園芸博」という。)に係る活動に関して課税されないようにするなど、公式の参加者、博覧会協会等による円滑な準備・開催のために国税・地方税に関して必要な措置を講じる。	
		《関係条項》 —	
5	担当部局	国土交通省都市局参事官(国際園芸博覧会担当)付	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和7年4月1日～令和11年3月31日	
7	創設年度及び改正経緯	—	
8	適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日 固定資産税、都市計画税は令和7年4月1日～令和11年3月31日	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際園芸博の開催に際して、公式の参加者等の来日や出展する国内企業、主催者の博覧会協会等が、円滑な準備及び開催を実現できるように体制を整える。  《政策目的の根拠》 令和元年9月AIPH(国際園芸家協会)総会において、横浜市が最上位であるA1の国際博覧会開催都市として承認された。令和4年、6月に、日本国政府より博覧会国際事務局(以下「BIE」という。)へ認定申請を行い(令和6年14日閣議決定)、同年11月BIE総会において、国際条約に基づく国際博覧会に認定された。 国際園芸博は花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造に寄与することが期待される重要なプロジェクトである。  ・令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(令和4年法律第15号)(抄)  (趣旨) 第一条 この法律は、令和九年に開催される国際園芸博覧会(以下

		<p>「博覧会」という。)が国家的に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、国有財産の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。</p> <p>・2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(令和5年8月31日2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議決定)</p> <p>Ⅱ(9) 政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進 本博覧会の成功のためには、政府、博覧会協会、神奈川県・横浜市を始めとした地方公共団体、経済界、学界等が一体となって取り組むことが不可欠である。博覧会協会が、本博覧会の実施主体として準備・運営及び実行に責任を持ち、会場へのアクセス等に必要なインフラについては、関係する地方公共団体等が関係機関と連携して整備していく。政府は、博覧会協会への指導・監督や支援を実施するとともに、各府省庁に分掌されている関連施策を一体として確実に実行し、博覧会協会、神奈川県・横浜市を始めとした関係する地方公共団体、経済界、学界等と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するための必要な措置を講ずる。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標Ⅶ 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公式の参加者や博覧会協会等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講ずることにより、国際的二重課税の発生を防ぎ、公式の参加者間の公平性を担保することで、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国際園芸博の開催に際しては、公式の参加者やそのスタッフ、出展する国内外の企業、主催者の博覧会協会等多くの個人・企業(以下、「園芸博覧会関係者等」という。)の関与・来訪が予想される。園芸博覧会関係者等が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質等により、我が国で法人税等を課税されることがあり得る。その際に、その園芸博覧会関係者等が、当該所得についてその居住地国でも課税を受けることにより、国際的二重課税が発生する可能性がある。</p> <p>我が国は令和5年7月1日現在で、155か国・地域との間で租税条約を締結し、国際的二重課税の排除に努めている。しかし、我が国が締結している租税条約は、全ての国・地域を網羅するものではないため、世界中の国・地域からの参加が見込まれる国際園芸博覧会においては、参加国それぞれとの租税条約の有無及び内容によって不均衡が生じる。そのため、園芸博覧会関係者等について、課税の公平性・均一性を確保する観点から、開催地である我が国において特別な対応が求められる。</p> <p>所要の措置を講ずることで、園芸博覧会関係者等の公平性を担保し国際園芸博の円滑な準備及び開催が実現できるように体制を整える。</p>

10	有効性等	① 適用数	対象となる各事業の開始時期について、現在、博覧会協会で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。
		② 適用額	対象となる各事業の開始時期について、現在、博覧会協会で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。
		③ 減収額	対象となる各事業の開始時期について、現在、博覧会協会で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>国際園芸博の開催は、GX、グリーンインフラ、みどりの食料システム戦略等の我が国の取組を具体的に提示し、気候変動対策、生物多様性の保全といった国際社会の共通課題解決の取組を先導するために重要なプロジェクトである。所要の措置を講じることで、園芸博覧会関係者等の公平性を担保し国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現することが可能となることが見込まれる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>所要の措置を講ずることで、国際的二重課税が排除等され、また、園芸博覧会関係者等に対する我が国の課税の公平性が確保されるため、園芸博覧会関係者等による国際園芸博の円滑な準備及び開催につながるものと考えられる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	BIE からの要請に基づき、国際園芸博の円滑な準備及び開催を支援するため、公式の参加者等について、国際園芸博にかかる活動に関して課税されないようにするなどの措置を講じる必要がある。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国際園芸博は、2027年3月19日から9月26日までの6か月間開催され、70の国・国際機関からの出展を目指していることから、国際園芸博の準備期間及び会期中においては相当数の外国法人・非居住者の来日、及び多くの内国法人等の参加も予想されるところ、税制面が出展コストに大きな影響を与えることを懸念。</p> <p>BIEの要請に基づき、過去の海外博及び国内博においては、開催国において同等の非課税措置が講じられることが通例になっていることも踏まえ、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現するため、公式の参加者等に対して、過去博に倣い、所要の措置を講じることが適当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	税制改正要望以外にも、国際園芸博の成功裏の開催に向けて、国際博覧会推進本部が令和5年8月に策定した「2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO2027)の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」に則り、各種の取組を実施している。具体的には、会場やその周辺施設の整備など、国際園芸博の開催に必要な取組を進めているが、公式の参加者に対する二重課税の解消等については税制措置による対応が不可欠であり、他の取組では代替できないことから、適切な役割分担ができていない。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	国際園芸博会場の周辺市町村において事業所を構える出展者や、従来の所在地において事業を営む家屋等貸与者についても特例措置が適用されるために、会場が所在する市のみならず、他の市町村も想定した措置が必要である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—